

日インドネシア経済連携協定(EPA)に基づく関税割当制度対象品目

(単位:トン)

公表番号	【輸入国管理方式】												
			平成20年度(注)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降	備考	
27	ソルビトール	1次 (枠内)	数量	18,750	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000		
			税率	3.4%									
		2次 (枠外)	税率	16.4%	15.8%	15.1%	14.5%	13.9%	13.3%	12.6%	12%		
公表番号	【輸出国管理方式】												
			平成20年度(注)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降		
25	生鮮バナナ	1次 (枠内)	数量	750	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
			税率	無税									
		2次 (枠外)	税率	10%, 20%									
26	生鮮パインアップル(900g未満のも	1次 (枠内)	数量	75	150	200	250	300	300	300	300		
			税率	無税									
		2次 (枠外)	税率	17%									

(注)日インドネシア経済連携協定の発効が20年度途中の平成20年7月1日となることから、20年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、各品目の20年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、(同協定附属書に定められた割当数量)÷12ヶ月×9ヶ月となる。